い な ぎ 苑（定期巡回）

定期巡回･随時対応型訪問介護看護　重要事項説明書

〈令和　8 年　10 月 1 日現在〉

1　いなぎ苑定期巡回･随時対応型訪問介護看護の概要

（1）　定期巡回随時対応型訪問介護･看護事業所の指定番号および提供地域

事　業　所　名	いなぎ苑（定期巡回）
所　　在　　地	東 京 都 稲 城 市 百 村 ２５５番地
介護保険指定番号	稲 城 市　（ １３９５１００１７３号）
管理者名	高天　直樹
サービスを提供する地域	稲城市内全域

（2）　同事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容	計
管　理　者		1 名	0 名	従事者の業務の管理を行う	1 名
計画作成責任者	介護福祉士 介護支援専門員	2 名	0 名	サービス計画作成及び調整を行う	2 名
オペレーター	介護福祉士	4 名	2 名	利用者の通報を受け付け、適切に 対応する	6 名

従事者	訪問介護員	介護福祉士	4 名	2 名	介護計画に沿った定期的な巡回及び、オペレーターの要請を受けての利用者宅への訪問を行う	6 名
		初任者研修修了者 実務者研修修了者	0 名	0 名	同上	0 名

（３） サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:30～ 17:30	早　朝 6:00～ 8:30	夜　間 17:30～ 22：00	深　夜 22:00～ 6：00	備 考
平 日	○	○	○	○	
土日祭日	○	○	○	○	

2 サービス内容

<サービスの概要>

1.定期巡回サービス

訪問介護員が定期的に利用者宅を巡回し介護サービスを提供します。

2.随時対応サービス

利用者・家族からの通報を受け、２４時間オペレーター（専門職）が対応する

サービスです。

3.随時訪問サービス

オペレーターからの要請を受け、随時利用者宅を訪問し、介護サービスを提供します。

4.看護サービス

アセスメント、及びモニタリング及び連携先の訪問看護事業所が定期的並びに随時、状況に応じて看護サービスを行います。

5.夜間訪問型サービス

夜間（18:00～翌 8:00）にのみサービスを必要とする利用者に対して、上記 1.2.3 を提供します。

<サービス提供の諸内容>

（１）サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。実施記録に関しては、利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。

（２）居宅サービス計画（ケアプラン）及び、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。

（３） 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

（４）随時訪問サービスの提供にあたっては、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。

（５）訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護事業所および主治の医師との密接な連携に基づき、前提として医師の指示を文書で受けた場合、指定訪問看護事業所により提供されます。

3 利用料金

（１）定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、以下の２つの場合があります。

①利用料金が介護保険の給付の対象となる場合

②利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の料金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が要支援、事業対象者、非該当、自立と判定された方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

詳しい利用料金については付属別紙「サービスご利用料金表」をご参照下さい。

（２）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

（連絡先　電話　042-379-5500）

ご利用の前日 17：30 までに連絡	無　　料
上記以降の連絡	730 円 （キャンセルにかかる実費）

（３）その他

① 利用者様の居宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、通信料等の費用は利用者様のご負担になります。

② 料金の支払方法

サービス提供月の翌月２５日前後に請求書を送付し、翌々月４日に指定口座からの引き落しになります。

お支払い方法は、基本的には口座引き落としになります。

③ お支払い確認後、領収書を発行し送付させていただきます。

4　サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

介護支援専門員からの依頼を受けた後、ご自宅を訪問させて頂きます。
契約を結び、定期巡回随時対応型訪問介護・看護訪問介護計画書作成の後、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の１週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当苑の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

・利用者様が介護保険施設等に入所した場合
・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
・利用者様がお亡くなりになった場合
・利用者様が被保険者資格を喪失した場合
・利用者様が稲城市外へ転居した場合

④ その他

・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様または保証人に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
・利用者様が、サービス利用料金の支払を１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず７日以内に支払わない場合、または利用者様また

は保証人が当苑や当苑のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの暴言・暴力等の背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5　当苑の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の特徴等

（１）運営の方針

利用者様または保証人の介護者の希望に沿った居宅サービス計画の作成や居宅サービス計画の実現のために連絡調整等を提供します。

（２）訪問介護支援の実施概要等、事業者全体で応援します。

（３）サービス利用のために下記のことを行っています。

事　　項	有無	備　　考
ヘルパーの変更の可否	可	正当な理由がある場合に対応します
男性ヘルパーの有無	有	
ヘルパーへの研修の実施	有	定期的に事業者にて実施
サービスマニュアルの作成	有	

※正当な理由がある場合、事業者がヘルパーの変更を申し出る場合があります。

6　緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者様の健康状態が急変した場合は、あらかじめ登録されている家族および保証人等の連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに主治医に連絡を取る等必要な処置を行います。

主治医 かかりつけ医	病院名	
	主治医氏名	
	住所	
	電話番号	
緊急連絡先①	氏名	続柄

		（　　）		
住所				
電話			携帯電話	
緊急連絡先②	氏名	続柄 （　　）		
住所				
電話			携帯電話	

7　秘密保持

業務上知り得た利用者様および保証人ならびに（ご家族等）の秘密については利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。また、当該職員は退職後も業務上知り得た秘密を厳守します。

8　事故発生時の対応

利用者様に対して、サービス提供に際し事故が発生した場合は、保証人、市区町村、関係機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じます。また、事故の状況や

事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、契約書に基づき、損害賠償を行います。

9　非常災害及び感染症対策

（１）事業者は、非常災害及び感染症その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にします。とるべき措置についてあらかじめ消防計画や BCP（業務継続計画）を作成し、消防計画及び感染症対策に基づき、従業員の研修、訓練を行います。

（２）事業者は、非常災害及び感染症その他緊急の事態が発生しても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するよう努めます。

１０　認知症に係る取組について

事業所は、認知症に係る研修の受講状況、取組状況等を介護サービス情報公表制度において公表します。

１１　利用者の人権擁護及び虐待防止について

事業所は、利用者様の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制を整備し、従業員に対して研修等を実施します。

１２　ハラスメント対策の強化

（１）事業者は、適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用均等法等におけるハラスメント対策に講じます。利用者またはそのご家族、関係者は、当事業所の職員に対し、社会通念上不適切な言動を行ってはなりません。事業所では以下の行為をカスタマーハラスメントとみなし、当事業所は必要に応じて対応措置を講じるものとします。① 暴言、侮辱、脅迫、差別的発言、不当な要求など、精神的・

身体的に負担を強いる言動。

②　長時間にわたる拘束や執拗なクレーム、誹謗中傷。

③　不適切な身体接触やプライバシーの侵害。

④　その他、社会通念上不適切と判断される言動。

（２）当事業所は、職員の安全と適切な業務遂行を確保するため、以下の対応を行うことができるものとします。

①サービス提供の中断または制限

②関係機関（行政、警察等）への相談・通報

③契約の解除

本条の規定に基づきサービスの提供を中止または契約を解除した場合でも、当事業所は利用者に対し、損害賠償その他の責任を負わないものとします。

１３　第三者評価の実施について

事業者は、第三者評価を実施した場合、利用者様又は家族に対し、実施の有無、実施した直近の年月日、実施した機関の名称、評価結果の開示状況をお伝えします。

１４　サービス内容に関する苦情

１　当事業所における苦情の受付

苦　情　窓　口	担当者　　管理者　高天直樹 計画作成責任者　長谷川　博章
電　話　番　号	０４２－３７９－５５００
窓口受付時間	午前８時３０分～午後５時３０分

※利用者様または保証人からの相談、苦情等については、いつでも申し出ること

ができます。

２　事業者は申し出を受け付けた後、解決に向け検討し、適切に対応しサービスの向上および改善に努めます。また、苦情申し立てを理由に、いかなる不利益な扱いも致しません。

３　利用者様または保証人は介護保険法令に従い、市区町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。

①　いなぎ苑の利用者様相談・苦情窓口
担当　　管理者・地域包括支援センター
ご利用時間　　常時　午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分
電話番号　　０４２－３７９－５５００

②　稲城市役所 高齢福祉課 介護保険係
ご利用時間　　平日　午前 8 時 30 分時~午後 5 時
電話番号　　０４２－３７８－２１１１

③　東京都国民健康保険団体連合会（国保連）相談指導課
所　在　地　　千代田区飯田橋３－５－１
東京区政会館　１１階
ご利用時間　　平日　午前９時~午後５時
電話番号　　０３－６２３８－０１７７

１５　サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

・医療行為及び医療補助行為

・高額な支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

・他の家族の方に対する食事の準備など

（２）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、早めに当事業所へご連絡ください。

（４）事業者は自然災害及び交通災害、社会的理由でやむを得ずサービスを中止する場合があります。

１６　当法人の概要

名称･法人種別　　社会福祉法人　永明会

代表者役職･氏名　　理 事 長　　永田　穂積

所　在　地　　〒206-0804 東京都稲城市百村２５５番地

電話番号　　０４２－３７９－５５００

定款の目的に定めた事業　　１．第一種社会福祉事業

２．第二種社会福祉事業

事 業 所

＜事業者名＞　　社会福祉法人　永明会

＜代表者名＞　　理 事 長　　永 田　穂 積

事 業 者

＜事業所名＞　　いなぎ苑（定期巡回）

＜　住所　＞　　東京都稲城市百村 255 番地

＜代表者名＞　　高 天　直 樹

説 明 者　　氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者様または（保証人）は、本契約の締結にあたって、事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する重要事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者様

＜　住　所　＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜　氏　名　＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代 筆 者

＜　住　所　＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜　氏　名　＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（続柄：　　）

保 証 人

＜　住　所　＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜　氏　名　＞＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（続柄：　　）